

収入支出総計報告書(その2)

(単位：円)

会計名	金一計	年度	前月までの累計		本 月 分		累計計	前月までの累計		本 月 分		累計計	収入支出差引額	繰入金残額
			(7)	(8)	(9)	(10)		(11)	(12)	(13)	(14)			
特別会計	計													
基金	計													
金	計													
その他	計													
総計	計													

上記のとおり相違ありません。
 年 月 日
 熊本県出納長 様

熊本県指定金融機関
 (名 称)

印

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

熊本県告示第四十八号

リース・レンタル契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱を次のように定める。

平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

リース・レンタル契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱
(趣旨)

第一条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、熊本県が発注するリース・レンタル契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)に参加しようとする者について必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格者)

第二条 入札に参加することができる者は、資格審査を受け、第六条第二項の規定により入札参加資格を有すると決定された者(以下「入札参加資格者」という。)であつて、第十条第一項に規定する者又は同条第二項各号に掲げる者に該当しないものとする。

(資格審査の申請)

第三条 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 営業の概要を示す書類、取扱品目を示す書類及び契約の実績を示す書類
- 二 法人にあつては、商業登記簿謄本及び定款
- 三 個人にあつては、令第六百六十七条の四第一項に規定する者でないことを証する書類
- 四 法人にあつては、申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書
- 五 個人にあつては、申請書を提出する日前の直近の所得税確定申告書の写し
- 六 納税証明書

イ 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

口 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未

納がないことの証明書

七 営業所等の長に県との取引の権限を委任するものについては、その委任状
八 その他知事が必要と認める書類

- 2 申請書の提出期間は、毎年七月一日から七月三十一日まで(県の休日は除く。)(とし、受付時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、前項に規定する提出期間を変更することができる。この場合において、知事は、変更後の提出期間をあらかじめ公告するものとする。

(資格審査の申請ができない者)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

- 一 令第六百六十七条の四第一項に規定する者
- 二 資格審査申請受付日の属する月の直前の月の末日(以下「審査基準日」という。)現在で営業開始後二年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止したもので審査基準日において営業再開後二年を経過していない者
- 三 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がある者
- 四 第十条の規定により入札参加資格を取り消された者で、審査基準日においてその処分の日から二年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(資格審査の時期)

第五条 資格審査は、毎年、定期的に行つものとする。

(資格審査の実施)

第六条 申請書を受け付けたときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

経営の状況

- イ 営業の規模
- ロ 営業年数
- ハ 経営比率
- ニ 自己資本の額
- 2 前項の審査を行ったときは、入札参加資格の有無を決定し、その結果を書面により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格者の登録)

第七条 知事は、入札参加資格者を、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第八条 入札参加資格の有効期間は、第六条第二項の規定により資格審査の結果を通知した日から当該日の属する会計年度の翌年度の九月三十日までとする。

(変更等の届出)

第九条 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、遅滞なく知事に届け出なければならぬ。

- 一 令第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当するに至ったとき。
- 二 住所又は氏名(法人にあつては本社及び事務所(事業所)の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)に変更があつたとき。
- 三 営業を休止し、又は廃止したとき。
- 四 代理人を変更したとき。
- 五 使用印鑑を変更したとき。

(入札参加資格の取消し等)

第十条 入札参加資格者が令第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当するに至つたと判明した場合又は営業を廃止した場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、その者の入札参加資格を取り消し、又はその事実が判明した後二年間の範囲内で知事が定める期間その者を入札に参加させないことができる。

- 一 令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められる者
- 二 虚偽の申請その他不正な方法により入札参加資格を得た者
- 三 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められる者
- 四 その他知事が県の契約相手方として不相当であると認められた者

3 前二項の規定により入札参加資格を取り消し、又は二年間の範囲内で入札に参加させないこととしたときは、遅滞なくその旨を当該入札参加資格を取り消された者又は入札に参加させないこととされた者に書面により通知するものとする。

(資格の承継)

第十一条 入札参加資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で、次の各号に掲げるものは、その承継する営業に対応する入札参加資格を承継することができる。

- 一 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- 二 個人が法人を設立した場合におけるその法人
- 三 法人が合併又は分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人
- 四 その他これらに類すると認められる者

2 前項の規定に基づき入札参加資格を承継しようとする者は、申請書に当該承継の事実を証する書類及び第三条各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。(雑則)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成十四年一月二十三日から施行し、平成十四年度のリース・レンタル契約に係る入札に参加しようとする者(以下「平成十四年度入札参加者」という。)の資格審査から適用する。ただし、平成十四年度入札参加者の資格審査の申請期間は、第三条第二項の規定にかかわらず、平成十四年一月二十三日から二月十八日まで(県の休日を除く。)とする。なお、この期間に資格審査を受けなかった者及び第六条第二項の規定により入札参加資格を有すると決定されなかった者の資格審査については、平成十四年六月三十日までに限り随時受け付けるものとする。

熊本県告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年一月二十三日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員		延長	備考
			前	後		
一般	古石	葦北郡芦北町大字告字津吹 二八〇番二地先から 二宮ノ前	八・五 三四・二	二・八 一八・四	六九一・〇 七二四・九	旧道 移管
県道	天月線	同 所 四四九番二地先まで	八・五 三四・二	八・五 三四・二	六九一・〇	移管

二 区域変更する期日 平成十四年一月二十三日

熊本県告示第五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道

路の区域を変更する。
その関係図面は、平成十四年一月二十三日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類 路線名	区域変更する区間	幅員延長		備考
		前 (メートル)	後 (メートル)	
一般長洲 玉名郡長洲町大字清源寺字稲満	一五六番二地先から	六・八	一八八・〇	単道改
		一〇・〇	一八八・〇	
玉名郡長洲町大字尾田字雨森	一五一〇番一地先まで	四・〇	一八二・〇	"
		六・二	一七六・五	
五名 植木線	同 所 同 字 七九八番六地先から 七九九番一地先まで	一三・四	一七六・五	"
		六・二	一七六・五	

二 区域変更する期日 平成十四年一月二十三日

熊本県告示第五十一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 調達物品及び数量 電子計算組織(映像システム技術科用) 一式
 - 二 競争入札の参加者の資格
- 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領(昭和三十三年熊本県告示第三百八十六号。以下「審査要領」という。)によるが、詳しくは、

以下のとおりとする。

- 1 競争入札に参加することができない者
 - 一 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - 二 資格審査の申請書を提出するときまでに県税を完納していない者
 - 三 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後二年を経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
 - 1 契約の履行に当たり、故意に物品の製造若しくは修理を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 2 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - 6 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 三 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - 四 営業に關し許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
 - 五 原則として、同種の営業を引き続き一年以上営んでいない者
- 2 競争入札参加者の資格及びその審査

県が発注する物品の製造、修理又は購入のため行う競争入札に参加することのできる者は、審査要領に基づき審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法
 - 1 申請の方法

熊本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付し、直接提出するものとする。ただし、やむを得ない場合は、郵送による提出も認めるが、この場合は、書留郵便に限る。

なお、すでに参加資格を有している者は、申請の必要はない。
 - 一 定款
 - 二 商業登記簿謄本(個人にあつては身元証明書、登記事項証明書及び営業証明書)
 - 三 審査基準日直近の事業年度の決算における財務諸表(法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類。個人の場合は、貸借対照表及び損益計算

書。)

- 四 営業経歴書
- 五 印鑑証明書
- 六 最近一年間の県税に係る納税証明書(都道府県税、ただし熊本県内に営業所等を有する者は、熊本県民税、事業税、自動車税、消費税及び地方消費税。なお都道府県税が課税されていない者は、その旨の証明書。)
- 七 販売代理(特約)店証明書
- 八 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合には、許可、認可等を得たことを証明する書類
- 九 支店長その他の者に入札の参加、契約の締結、代金の請求及び受領等の権限を委任する場合は、委任状
- 2 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局用度課契約係
郵便番号八六二一〇九五〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号(郵便番号八六二一八五七〇とした場合は、住所の記載は省略できる。)
電話 〇九六―三八三―一― 内線六三四五、六三四六、六三四八
- 3 資格審査申請書の受付期間
平成十四年一月二十三日から平成十四年二月十八日まで(県の休日を除く。)とする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 四 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - 1 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成十五年九月三十日までとする。
 - 2 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格の申請の受付を平成十五年七月一日から平成十五年七月三十一日まで行う。
 - 五 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

熊本県告示第五十二号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札

に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 調達物品及び数量 電子計算組織(情報技術科用) 一式
- 二 競争入札の参加者の資格
物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領(昭和三十九年熊本県告示第三百八十六号。以下「審査要領」という。)によるが、詳しくは、以下のとおりとする。
- 1 競争入札に参加することができない者
 - 一 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - 二 資格審査の申請書を提出するときまでに県税を完納していない者
 - 三 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後二年を経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
 - 1 契約の履行に当たり、故意に物品の製造若しくは修理を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 2 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - 6 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 三 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- 四 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 五 原則として、同種の営業を引き続き一年以上営んでいない者
- 2 競争入札参加者の資格及びその審査
県が発注する物品の製造、修理又は購入のため行う競争入札に参加することのできる者は、審査要領に基づく審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法
 - 1 申請の方法
熊本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付し、直接提出するも

のとする。ただし、やむを得ない場合は、郵送による提出も認めるが、この場合は、書留郵便に限る。

なお、すでに参加資格を有している者は、申請の必要はない。

一 定款

二 商業登記簿謄本(個人にあつては身元証明書、登記事項証明書及び営業証明書)
三 審査基準日直近の事業年度の決算における財務諸表(法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類。個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書。)

四 営業経歴書

五 印鑑証明書

六 最近一年間の県税に係る納税証明書(都道府県税、ただし熊本県内に営業所等を有する者は、熊本県民税、事業税、自動車税、消費税及び地方消費税。なお都道府県税が課税されていない者は、その旨の証明書。)

七 販売代理(特約)店証明書

八 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合には、許可、認可等を得たことを証明する書類

九 支店長その他の者に入札の参加、契約の締結、代金の請求及び受領等の権限を委任する場合は、委任状

2 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局用度課契約係

郵便番号八六二一〇九五〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号(郵便番号八六二一八五七〇とした場合は、住所の記載は省略できる。)

電話 〇九六―三八三― 内線六三四五、六三四六、六三四八

3 資格審査申請書の受付期間

平成十四年一月二十三日から平成十四年二月十八日まで(県の休日を除く。)

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

四 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成十五年九月三十日までとする。

2 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格の申請の受付を平成十五年七月一日から平成十五年七月三十一日まで行う。

五 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

熊本県告示第五十三号

熊本県林業研究指導所林業技術研修センター運営要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県林業研究指導所林業技術研修センター運営要項の一部を改正する要項

熊本県林業研究指導所林業技術研修センター運営要項(昭和六十一年熊本県告示第四百十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中、「呂」を削り、「惣」を「森」に改める。

別記第二号様式中、「惣」を「森」に、「畑舎」を「畑舎」に、「分册」を「册」に改める。

別記第四号様式中、「㊦」を「㊦」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第五十四号

平成三年一月七日熊本県告示第六号(地下水質保全目標)の一部を次のように改め、平成十四年一月三十一日から施行する。

平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表備考中第一号を削り、同表第二号中「別表第二」を「熊本県地下水保全条例施行規則別表第二」に改め、同号を第一号とし、第三号を第二号とする。

熊本県告示第五十五号

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項（平成十三年熊本県告示第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「前条第四号」を「前条第三号口及び第四号」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第三十二号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 調達物品及び数量 くまもと県民交流館総合情報システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局用度課契約係
- 三 落札者を決定した日 平成十三年十二月二十日
- 四 落札者の氏名及び住所 株式会社新響栄社
熊本市健軍四丁目一番五号
- 五 落札金額 五千七百四十三万五千円（消費税額及び地方消費税額を含む）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 特例政令第六条に規定する公告を行った日 平成十三年十一月九日

熊本県公告第三十三号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 競争入札に付する事項
- 1 調達物品及び数量 電子計算組織（映像システム技術科用） 一式

2 調達物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成十四年三月二十八日

4 納入場所 熊本県立技術短期大学校

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和三十九年熊本県告示第三百八十六号）に基づき必要な資格を得ている者

三 入札参加資格を得るための申請方法

1 申請の方法

二に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、熊本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、次の場所へ提出すること。

2 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局用度課契約係

郵便番号八六二丁〇九五〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号（郵便番号八六

二八五七〇とした場合は、住所の記載は省略できる。）

電話 〇九六一三八三一一一一 内線六三四五、六三四六、六三四八

四 入札に参加できる者

納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立技術短期大学校へ提出し、審査を受け、承認を得たことを証明する書類を提出した者

五 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

三の2記載のとおりとする。

2 入札説明書の交付

一 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

二 交付期限は、平成十四年三月一日までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所

一 日時 平成十四年三月四日 午後二時

- 二 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁舎本館地下一階入札室
- 4 入札書の提出方法
- 五の3記載の入札場所に、持参するものとする。ただし、持参できないときは、三の2記載の場所に平成十四年三月一日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 六 入札に関する事務を担当する部局の名称等
- 三の2記載のとおりとする。
- 七 その他

- 1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

- 2 入札保証金
見積もった金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の百分の五以上の金額を五の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の一又は二のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- 一 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- 二 入札に参加しようとする者が、過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

3 契約保証金

- 契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の一又は二のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- 一 当該入札において、契約金額の百分の十以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- 二 過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

4 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を

履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。

- 5 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- 6 最低制限価格
設定しない。

- 7 契約書作成の要否
要

- 8 その他詳細は入札説明書による。

- 9 1)の調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けず。

8 Summary

- 1 Name and quantity of commodity:

- Computer network system (for Department of visual system engineering),
One set

- 2 Deadline to send commodity:

March 28th, 2002

- 3 Locations at which commodity will be used: Kumamoto Prefectural College of
Technology

- 4 Date and Place to submit bidding proposal: March 4th, 2002 2:00p.m

Kumamoto Prefectural Office Building (Main building, B1F)

Nyusatsushitsu (bidding room)

- 5 Deadline to submit bidding proposal by mail: March 1st, 2002

- 6 Language and currency to be used for bidding: Japanese language and
currency only

- 7 Name of the department to be
contracted with regard to this contract: Contract Section, Purchasing Div.

Treasury Bureau Kumamoto Pref. Gov.

6-18-1 Suizenji, Kumamoto-City,

Kumamoto Prefecture 862-0950 Japan

Tel 096-383-1111 Ext 6345, 6346, 6348

熊本県公告第三十四号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 競争入札に付する事項

1 調達物品及び数量 電子計算組織（情報技術科用） 一式
2 調達物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成十四年三月二十八日

4 納入場所 熊本県立技術短期大学校

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和三十一年熊本県告示第三百八十六号）に基づき必要な資格を得ている者

三 入札参加資格を得るための申請方法

1 申請の方法

二に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、熊本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添付し、次の場所へ提出すること。

2 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局用度課契約係

郵便番号八六二一〇九五〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号（郵便番号八六

二八五七〇とした場合は、住所の記載は省略できる。）

電話 〇九六一三八三一一一一 内線六三四五、六三四六、六三四八

四 入札に参加できる者

納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立技術短期大学校へ提出し、審査を受け、承認を得たことを証明する書類を提出した者

五 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
三の2記載のとおりとする。

2 入札説明書の交付

一 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

二 交付期限は、平成十四年三月一日までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所

一 日時 平成十四年三月四日 午後三時

二 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁舎本館地下一階入札室

4 入札書の提出方法

五の3記載の入札場所に、持参するものとする。ただし、持参できないときは、三の2記載の場所に平成十四年三月一日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 入札に関する事務を担当する部局の名称等

三の2記載のとおりとする。

七 その他

1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

2 入札保証金

見積もった金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の百分の五以上の金額を五の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の一又は二のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

一 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

二 入札に参加しようとする者が、過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

3 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の一又は二のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

一 当該入札において、契約金額の百分の十以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- 二 過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 4 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- 5 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 6 最低制限価格
設定しない。
- 7 契約書作成の要否
要
- 8 その他詳細は入札説明書による。
- 9 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受け²。
- 8 Summary
1 Name and quantity of commodity:
Computer network system(for Department of computer engineering),
One set
2 Deadline to send commodity:
March 28th, 2002
3 Locations at which commodity will be used:Kumamoto Prefectural College of Technology
4 Date and Place to submit bidding proposal: March 4th, 2002 3:00p. m
Kumamoto Prefectural Office Building (Main building, B1F)
Nusatsushitsu (bidding room)
5 Deadline to submit bidding proposal by mail: March 1st, 2002
6 Language and currency to be used for bidding:Japanese language and currency only
7 Name of the department to be contacted with regard to this contract: Contract Section, Purchasing Div.

Treasury Bureau Kumamoto Pref. Gov.
6-18-1 Suizenji, Kumamoto-City,
Kumamoto Prefecture 862-0950 Japan
Tel 096-383-1111 Ext 6345, 6346, 6348

熊本県公告第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。
平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字南八久保三八七七番四八及び同三八七七番一〇七
千三百二十三・四二平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼二二二二二
濱田 和裕

熊本県公告第三十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。
平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 聴聞の日時
平成十四年二月六日 午後二時
- 二 聴聞の場所
熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館十一階第二共用会議室
- 三 被聴聞者
事務所所在地 熊本市八景水谷一―二二―二二
商号又は名称 有限会社コスモホーム
代表者氏名 代表取締役 齋藤 和之

免許証番号 熊本県知事(四)第二八二二号
免許年月日 平成九年二月二十二日

熊本県公告第三十七号

水保市ほか六町村における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
水保市	平成十二年度及び平成十三年度	月浦、袋、浜の各一部	地籍図 地籍簿	平成十四年 一月十六日
植木町	平成十一年度から平成十三年度まで	大字味取、山本、内の各一部		
植木町	平成十一年度から平成十三年度まで	大字後古閑の全部、鞍掛の一部		
産山村	平成十一年度から平成十三年度まで	大字田尻の一部		
宮原町	平成十一年度から平成十三年度まで	大字立神の一部		
芦北町	平成十一年度から平成十三年度まで	大字高岡の全部		
水上村	平成十二年度及び平成十三年度	大字江代の一部		
大矢野町	平成十二年度及び平成十三年度	大字登立の一部		

登 載 依 頼

熊本県ユニバーサルデザイン懇話会公告第三号

第三回熊本県ユニバーサルデザイン懇話会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成十四年一月二十三日

熊本県ユニバーサルデザイン懇話会

- 一 開催日時
平成十四年二月一日(金)
午後三時から午後六時まで(予定)
- 二 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
熊本県庁舎行政棟新館 二階 多目的AV会議室
- 三 議題(予定)
ユニバーサルデザインの振興指針(案)について
- 四 傍聴者の定員
二十人
- 五 傍聴手続
会議の傍聴の受付は、午後二時二十分から午後二時五十分まで会議の会場入口において行い、懇話会の座長が認めたとうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができ、ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があつた場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 六 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
熊本県ユニバーサルデザイン懇話会事務局(熊本県企画開発部企画調整課パートナースタッフ企画室)
(電話〇九六一三八三一一一一 内線三六四一)

芦北地域保健医療推進協議会公告第一号

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催します。

平成十四年一月二十三日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

一 開催日時

平成十四年一月二十五日(金)
午後一時三十分から午後二時二十分まで

二 開催場所

水俣市八幡町二丁目二番十三号
熊本県水俣保健所 二階会議室

三 議題

- 1 会長・副会長の選任について
- 2 救急病院の認定更新について
- 3 健康危機管理体制について
- 4 平成十二年度管内の救急活動状況について
- 5 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができます。
- 2 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了します。

六 問い合わせ先

水俣市八幡町二丁目二番十三号
芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話〇九六六―六三―四一〇四)

芦北地域保健医療推進協議会公告第二号

芦北地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催します。

平成十四年一月二十三日

芦北地域保健医療推進協議会 会長 藤 中 高 子

一 開催日時

平成十四年一月二十五日(金)
午後二時三十分から午後四時まで

二 開催場所

水俣市八幡町二丁目二番十三号

熊本県水俣保健所 二階会議室

三 議題

- 1 第4次保健医療計画策定に向けた取り組みについて
- 2 救急医療専門部会の報告
- 3 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができます。
- 2 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了します。

六 問い合わせ先

水俣市八幡町二丁目二番十三号
芦北地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話〇九六六―六三―四一〇四)

熊本県幼児教育振興対策協議会公告第三号

第四回熊本県幼児教育振興対策協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年一月二十三日

熊本県教育長 田 中 力 男

一 開催日時

平成十四年一月三十一日(木)
午前十時から正午まで

二 開催場所

熊本市水前寺六丁目十八番一号
熊本県庁 行政棟本館五階五一共用会議室

三 議題

本対策協議会会議の第一回から第三回までの協議を踏まえ、子どもたちが健やかで心豊かに育つ環境づくりを目指し、熊本県就学前教育の今後の方向性について、以下の視点でまとめる。

視点一 幼稚園・保育所の活動及び環境の充実

- 視point二 幼稚園・保育所における子育て支援の充実
 視point三 幼稚園と保育所の連携の推進
 視point四 幼稚園・保育所と小学校との連携の推進
 視point五 就学前の家庭教育及び地域社会における子育て支援の充実

四 傍聴者の定員
 十人

五 傍聴手続

- 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
- 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県幼児教育振興対策協議会事務局（熊本県教育庁義務教育課）
 （電話〇九六―三八三―一一一 内線六七八六）

熊本県立美術館協議会公告第一号

熊本県立美術館協議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年一月二十三日

熊本県立美術館協議会

会長 三浦 洋 一

一 開催日時

平成十四年一月三十一日（木）
 午後二時から午後四時まで

二 開催場所

熊本県熊本市二の丸二番
 熊本県立美術館本館 会議室

三 議題

- 平成十三年度事業報告について
- 平成十四年度事業計画（案）について
- 県立美術館振興計画案について

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

発行所 熊本県
 平成十四年一月二十三日印刷
 平成十四年一月二十三日発行

- 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

問い合わせ先
 熊本県熊本市二の丸二番
 熊本県立美術館協議会事務局（熊本県立美術館総務課）
 （電話〇九六―三五二―二二二）

印刷所

熊本市国府四丁目一〇一
 株式会社 秀巧社 八番

電話(代)〇九六―二八六―三三二

100
 古紙配合率100%